

2020-21 年度に実施する **追加募集** 地区補助金要項

国際ロータリー第 2780 地区 ロータリー財団委員会

■ 追加募集地区補助金とは

追加募集地区補助金は、ロータリアンが積極的に参加する幅広いプロジェクトに支援します。
緊急性（災害復興支援・医療支援など）の高いものは物品寄付を認める。
事前視察・実施確認（寄贈式・現地指導）必ず実施する。
2020-21 年度に実施予定を取り下げたクラブを優先する。

これまでの地区補助金要件とは異なります。決定後の変更は事前承認が必ず必要です。
緊急性が高く、地域のニーズに応えるためにクラブが実施するプロジェクトを支援します。
※追加募集地区補助金の総額は 1 月末確定予定。クラブ支給上限は 50 万円を予定しています。
※申請数・支援内容を考慮し減額有り

■ クラブの参加資格

第 2780 地区の全クラブが対象
ただし新型コロナウイルス対応緊急地区補助金支給クラブは除く
2020-21 年度地区補助金支給・実施クラブは除く

■ 日程

申請書提出期間	2021 年 2 月 1 日～2021 年 2 月 28 日
審査・選考期間	2021 年 3 月 1 日～2021 年 3 月 20 日
決定通知	2021 年 3 月末頃予定
プロジェクト実施時期	2021 年 4 月初旬～2021 年 5 月 10 日（5 月 10 日を越える場合は要相談）
完了報告書提出期日	プロジェクト終了後 2 週間以内 最終期限は 2021 年 5 月 15 日

■ 支給条件

- ①2021 年 4 月上旬～2021 年 5 月 10 日までに完了する奉仕プログラムに支給します。
 - ②1 クラブ 1 プロジェクト（グループ、地区直轄、共同プロジェクトの場合も参加クラブは 1 プロジェクトとします。）
 - ③第 2780 地区内で実施するプロジェクト
 - ④金銭寄付・他の支援団体への寄付は認めない
 - ⑤奉仕プロジェクト費用の 50%かつ **50 万円を上限**に、クラブ拠出金は 50%以上と致します。
- ※申請内容を審査し、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります。

■ 遵守制約

補助金の主たる目的通り適正に資金を活用し、地区委員会との情報共有を密接に行ってください。
配分決定後の申請内容変更は認められません。地域のニーズに大きな変化があった場合は、プロジェクト実施前に必ず地区財団委員会にご相談ください。
ロータリアンからの調達は利益相反を指摘されないよう申請書に十分な説明を記載してください。

■申請手続き及び問い合わせ

●クラブ理事会にて承認を経てから申請をおこなってください。

●追加募集地区補助金申請書（別紙）にパソコンで入力、メールにてガバナー事務所に送信してください。

※手書入力の申請は不可です。会長、R 財団委員長の署名入り原本はガバナー事務所に郵送してください。

申請受付及び問い合わせメールアドレス：g-office@rid2780.gr.jp

■クラブ拠出金

●プロジェクトに関わる費用の **50%以上をクラブが拠出し**、50%以下が補助金対象となります。

プロジェクト実施後にクラブ拠出金に余剰金が発生した場合は、財団年次基金にクラブ寄付金として提供させていただきます。

■地区補助金対象とならない活動

1. 特定の人に贈る場合は不適格です。 但し、物品を贈呈する活動でも単に贈呈ではなくロータリアンが直接参加するような活動であり、緊急性の高いものは物品寄付は適格です。
2. 単なる娯楽的なものは不適格です。但し、地域の障がい者や高齢者のための支援活動は適格です。
3. 金銭だけの協賛金贈呈は不適格です。
4. 実施時期に物資確保が確立され、緊急的なニーズの無い支援物資購入は不適格です。
5. 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
6. ロータリアンのための費用は不適格です。（会員による事前会議費や二次会費用・クラブユニフォーム制作費 等）
7. 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
8. コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
9. 感染症（コロナウィルス等）対策を行っていないプロジェクトは不適格です。

■選考方法について

1. ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナー補佐とロータリー財団委員会、補助金委員会、補助金配分・VTT委員会、補助金管理委員会の各委員会委員長副委員長による選考会を実施します。
2. 選考会は審査・選考期間中の3月1日～3月20日の間に日程を決定します。
3. 申請内容・提出書類を精査し、支給条件を満たさない申請を除いた配分対象申請のうち、緊急性・地域ニーズ、実現性の高いと思われる申請から配分優先順位を決定し、配分金額を決定します。

■補助金の管理について

1. 補助金のクラブへの支払いは全クラブ完了報告書受理後となります、プロジェクトはクラブの財源で全額支払いとなります。完了報告書で実施された購入金額確認後、補助金金額を確定して支払い手続きを開始します。

2. 完了報告書（別紙）

プロジェクトの実施時の写真・納品書・領収書と実施内容の詳細レポートが記載された「完了報告書」を2週間以内に提出してください。完了報告書の不備、未提出の状況が最終提出期限を過ぎた場合、補助金支給は無効になります。